項目名

⑦ 薬物乱用対策の推進について

■ 現状(概要)

薬物乱用問題は、全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

鹿児島県薬物乱用対策推進地方本部の下、関係機関や諸団体と協力して積極的 に啓発活動を推進している。

■ 取組状況

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を始めとした各種薬物乱用防止運動の期間にあわせた街頭キャンペーン等の実施や、薬物乱用防止指導員による地域での講演、学校薬剤師による中学校等での薬物乱用防止教室の実施(県薬剤師会委託)等を行っている。

【具体的な取り組み】

- 1 薬物乱用防止指導員保健所地区協議会(伊集院ウィル)の開催
- 2 各種薬物乱用防止期間等における街頭キャンペーンの実施
- 3 学校における薬物乱用防止教室の実施

■ 課題

本県の薬物事犯による検挙者数は若干減少しているものの,令和4年の大麻事 犯については過去最高を記録した令和3年に次ぐ検挙者数となっている。

薬物乱用へのゲートウェイドラッグと言われる危険ドラッグ事犯や大麻事犯は 若年層へ広がっており、地域に根ざした草の根運動を中心とした啓発活動を継続 して行う必要がある。

	覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬·向精神薬事犯		計	
	围	本県	围	本県	围	本県	围	本県
令和3年	7, 824	25	5, 482	39	541	4	13, 847	68
令和4年	6, 124	25	5, 342	35	673	3	13, 862	63

【国・県の検挙者数(単位:人)】

出展:国:警察庁組織犯罪対策本部「令和4年における組織犯罪の情勢【確定値版】

県:鹿児島県警察HP

■ 今後の方向性

6・26ヤング街頭キャンペーンや危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強化月間,地域催し等での啓発活動を実施して参りたい。

■ 依頼事項等

薬物乱用防止の推進に引き続き御協力いただくようお願いしたい。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要 (厚生労働省資料から抜粋)

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の製造等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等にかかる規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

【大麻取締法, 麻薬及び向精神薬取締法(以下, 麻向法と記載)】

- O 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻 等(※)を麻向法における「麻薬」に位置づけることで、大麻草から製造された 医薬品の施用等を可能とする。
- (※)「大麻等」: 大麻及びその有害成分である THC (テトラヒドロカンナビノール: 幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分)
- **参考**:日本においても大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」 について、国内で治験が開始されている。

「エピディオレックス」は諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。 既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に 発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推定で2万人~ 4万人。

2 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備

【大麻取締法, 麻向法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則(施用罪)を適用する。
- (※)大麻の不正な所持,譲渡,譲受,輸入等についても,麻向法における規制・罰則を適用(現行は大麻取締法で同様の規制有)
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留する THC の残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じうる一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

【大麻取締法】(※)「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許(都道府県知事の免許)に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許(厚生労働大臣の免許)とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について,THC が基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど,所要の規制を設ける。 (※)大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や,発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に,厚生労働大臣の許可を要する事とする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許(厚生労働大臣の免許)を要することとする。